

令和2年第7回7月

# つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和2年7月10日(金) 午後2時00分から午後2時30分

2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」1階交流ホール

3. 出席委員数 36人中、33人出席

4. 出席委員名

1. 工藤 育江	2. 野宮富喜子	3. 笠井 正己	4. 新岡 亮
5. 吉田 秀美	6. 成田 正人	7. 菊池 昭二	8. 葛西 勝久
9. 秋田谷廣次	10. 工藤しのぶ	12. 杉森 広宣	13. 今 輝義
14. 鎌田 誠	15. 福井 清光	16. 盛 行春	17. 三橋 弘
18. 斉藤 鉄男	19. 成田 清繁	20. 長谷川一幸	21. 工藤 恒實
22. 長谷川秀樹	23. 小山内 壽	24. 藤本 正彦	25. 工藤 正樹
26. 稲葉 武彦	27. 乳井 春光	28. 福井二三夫	29. 工藤 宰
30. 金澤 昭雄	31. 横山 治彦	32. 山本 康樹	35. 對馬 泉
36. 浅見 春樹	計 33 人		

5. 欠席委員名 11. 成田 金春、33. 神 文敏、34. 羽場 晃 計 3 人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第39号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について

議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

議案第43号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

議案第44号 軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める要望について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	吉田 真也	次 長	佐藤 公俊	農政係長	工藤 正輝		
主 事	秋田谷 暢駿	主 事	吉田 純也	主 事	西巻 壘斗	計	6 人

8. 会議の概要

事務局長(吉田真也)

定刻になりましたので、「令和2年第7回(7月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（山本康樹）

皆様におかれましてはご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。さて私事ではありますが、全国都道府県の会長、副会長の任期が先月で満了となり、自分としてはもう1回、会長の職を務める気持ちがあったため、選挙等の準備をすすめておりました。本県においては6月23日に青森市で理事会等が開催され、結果としては無競争となり、もう1期やらせていただくことになりました。農業会議においては、新型コロナウイルスの影響で4月から6月までの会議はほとんど開催しておらず、ようやく今月から密を避けての会議ができるようになりました。本日の総会でも皆様方から活発な意見が出されますようお願い致しまして簡単ではありますが、開会の挨拶と致します。

事務局長（吉田真也）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（山本康樹会長）

ただいまの出席委員は、36名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には、22番長谷川秀樹（ひでき）委員、23番小山内壽（ひさし）委員を指名いたします。次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第39号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について

議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 43 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

議案第 44 号 軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める要望について

以上、報告 1 件 議案 6 件 計 7 件を上程致します。

はじめに、「報告第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

#### 事務局報告(西巻主事)

1 ページをお開きください。報告第 10 号について説明いたします。「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和 2 年 7 月 10 日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第 10 号は、番号 103 番から 105 番までの 3 件です。解約は田が 1 件で面積は 10,661 m<sup>2</sup>、畑が 2 件で面積は合わせて 5,650 m<sup>2</sup>、合計で 16,311 m<sup>2</sup>となります。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

#### 議長(山本康樹会長)

報告については、以上のとおりと致します。次に、「議案第 39 号空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について」を議題と致します。説明を求めます。

#### 事務局説明(秋田谷主事)

2 ページをご覧ください。議案第 39 号について説明いたします。「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について」、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定の適用を受けるため、別紙のとおり別段面積及び区域の指定申請書の提出があったので審議を求める。令和 2 年 7 月 10 日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由としては、五所川原圏域空き家バンクに登録された空き家に付属する農地について、空き家利用者が管理及び耕作することを可能とするため、令和元年 8 月 9 日付けで施行された「つがる市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」に基づき、空き家と共に権利を取得する場合に限り当該農地を別段面積 1 m<sup>2</sup>の区域に指定したいのでその承認を求めるものであります。

本案件の申請は 2 件でございます。1 件目は 3 ページから 4 ページをご覧ください。所有者からの申請書の写しとなっております。場所は木造芦沼集落に位置し、木造芦沼 11 番 1 が道路に面した宅地となっており、現在空き家が建っております。その宅地裏に隣接する木造芦沼 11 番 2 が畑となっており、空き家の権利を取得する方が 50a 以上の経営面積がある農家に限らず、耕作目的で利用できるように別段面積 1 m<sup>2</sup>の区域の指定を受けるための申請です。本案件については、令和 2 年 5 月 22 日付けで空き家バンクへの登録が完了しております。

また、既に買受希望者が現れたため、次の議案第 40 号の 7 ページ番号 154 番で売買申請がされており、本案件が承認されない場合は、議案第 40 号の申請は取下げします。

続いて5ページから6ページの2件目の申請について説明します。場所は柏桑野木田地区で旧柏分庁舎から道路を挟んですぐ南西側に位置し、柏桑野木田福井38番1と38番2が宅地であり、現在空き家が建っております。その宅地に隣接し、柏桑野木田福井123番1、123番2、124番1、124番2が畑となっております。1件目と同様に空き家の権利を取得する方が、農家の方でなくても耕作目的で利用できるように別段面積1㎡の区域の指定を受けるための申請です。本案件については、令和2年6月15日付けで空き家バンクへの登録が完了しております。こちらは現在のところ、権利を取得する希望者はまだ見つかっていない状態であります。以上で説明を終わります。

議長(山本康樹会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(「なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ないようですので、議案第39号の質疑を終結致します。これより、議案第39号を採決致します。おはかり致します。議案第39号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定致しました。

議長(山本康樹会長)

次に、「議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

事務局説明(西巻主事)

7ページをお開きください。議案第40号について説明いたします。「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」、農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和2年7月10日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第40号は、152番から13ページ167番までの16件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が2件で田が376㎡、畑が8,294㎡です。「一般の売買」が3件で田が3,927㎡、畑が7,102㎡です。「贈与」が10件で田が39,362㎡、畑が12,845㎡、樹園地が5,526㎡です。また、使用貸借権の設定が1件で面積は畑が155㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから6ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われれます。次に、売買価格について説明します。7ページ152番の田は総額12万円、10a当り約31万9千円、153番の畑は総額100万円、10a当り約12万円、154番の畑は総額10万円、10a当り約36万2千円、8ページ155番の田は総額15万円、10a当り約3万8千円、156番の畑は10a当り5万円です。

以上で説明を終わります。

議長 (山本康樹会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(「なし」の声があり)

議長 (山本康樹会長)

ないようですので、議案第 40 号の質疑を終結致します。これより、議案第 40 号を採決致します。おはかり致します。議案第 40 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長 (山本康樹会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長 (山本康樹会長)

次に、「議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明 (吉田主事)

14 ページをお開きください。議案第 41 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和 2 年 7 月 10 日提出、つがる市農業委員会会長。番号 16 番と番号 17 番の申請地は、富范町の田 1 筆ずつで面積が合計で 12,271 m<sup>2</sup>です。砂質土を良質土と入れ替えて整地するための借受人による 1 年間の使用貸借権設定の一時転用です。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。次に番号 18 番の申請地は、木造丸山の畑が 4 筆で面積が 5,861 m<sup>2</sup>です。土地の高低差を無くし、畑として利用するための借受人による 1 年間の使用貸借権設定の一時転用です。周辺は農地や山林であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。続いて 15 ページ番号 19 番の申請地は、柏桑野木田の畑 1 筆で面積が 3,434 m<sup>2</sup>です。建売分譲のための申請です。周辺は農地や宅地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。次に番号 20 番の申請地は、森田町床舞の畑が 1 筆で面積が 206 m<sup>2</sup>です。借家解消のため住宅を新築するための申請です。周辺は農地や宅地、雑種地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

最後に番号 21 番の申請地は、木造藤田の田が 1 筆で面積が 350 m<sup>2</sup>です。こちらは以前に XXXXXXXXXX さん名義で申請し、今年の 5 月総会で意見を求め承認され、県

の許可も下りた場所でした。しかし、融資の関係で夫婦二人の名義で土地を所有しなければならなくなり、申請者から取消願が提出され再度申請するものです。周辺は農地と宅地であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われまます。以上で説明を終わります。

議長(山本康樹会長)

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。5番吉田秀美 委員報告をお願い致します。

5番吉田秀美委員報告

本日午前9時00分より、「22」番「長谷川」委員と私「5」番「吉田」、事務局長と吉田主事の4人で確認してまいりました。14ページの番号16番と17番の申請の場所は、車力分屯基地より南西に約810mに位置し周辺は農地や山林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号18番の申請の場所は、旧吹原小学校より北に約130mに位置し周辺は農地や山林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。次にページ番号19番の申請の場所は、旧柏支所より南東に約350mに位置し周辺は農地や山林、宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。次に番号20番の申請の場所は、陸奥森田駅より南西に約185mに位置し周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号21番の申請の場所は、ごしょつがる農協木造総合支店より北東に約500mに位置し周辺は農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長(山本康樹会長)

報告が終わりました。これより質疑を行います。

(「なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ないようですので、議案第41号の質疑を終結致します。これより、議案第41号を採決致します。おはかり致します。議案第41号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長(山本康樹会長)

次に、「議案第42号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(秋田谷主事)

それでは 16 ページをお開きください。議案第 42 号について説明いたします。「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和 2 年 7 月 11 日提出、つがる市農業委員会会長。議案第 42 号は、16 ページの番号 222 番から 27 ページ番号 241 番までです。内訳ですが、「農地中間管理機構を通じた【賃貸借】」での田が 2 件で、面積が 23,109 m<sup>2</sup>です。次に、「農地中間管理機構を通じた【使用貸借】」での畑が 1 件、面積が 14,831 m<sup>2</sup>です。次に、「新規の賃貸借」で、田が 1 件、樹園地が 1 件、面積が合計 29,308 m<sup>2</sup>です。次に、「新規の使用貸借」で、畑が 4 件、面積が 12,784 m<sup>2</sup>です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が 10 件、畑が 1 件、面積が合計 155,822 m<sup>2</sup>です。議案第 42 号の合計としまして、田が 13 件、畑が 6 件、樹園地が 1 件、合計 20 件、面積が合計 235,854 m<sup>2</sup>です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長(山本康樹会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(「なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ないようですので、議案第 42 号の質疑を終結致します。これより、議案第 42 号を採決致します。おはかり致します。議案第 42 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は、原案のとおり決定致しました。

議長(山本康樹会長)

次に、「議案第 43 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(吉田主事)

28 ページをご覧ください。議案第 43 号について説明します。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」、農地等の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項及び地方税法附則第 12 条第 1 項に規定する適格者であることの承認を求める。令和 2 年 7 月 10 日提出、つがる市農業委員会会長。本案件に該当する適格者は、28 ページに記載されている 1 件であり、年齢、農業従事年数、認定農業者などの適格要件を満たしております。

なお、贈与税の納税猶予を受けるか、相続時精算課税制度を選択するか、不動産取得税の徴収猶予を受けるかは、一括贈与を受けた受贈者の判断で申告することになります。以上で説明を終わります。

議長(山本康樹会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(「なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ないようですので、議案第 43 号の質疑を終結致します。これより、議案第 43 号を採決致します。おはかり致します。議案第 43 号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議長(山本康樹会長)

次に、「議案第 44 号 軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める要望について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(佐藤次長)

それでは、29 ページをお願い致します。議案第 44 号、「軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める要望について」、軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める要望について承認を求める。令和 2 年 7 月 10 日提出、つがる市農業委員会会長。提案理由でございますが、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町で構成する西・つがる地区農業委員会連絡協議会から、市町毎に要請決議を作成して要望するため、承認を求めるものであります。30 ページでございますが、例年であれば、西・つがる地区農業委員会大会での決議事項として、一般社団法人 青森県農業会議へ要請するものであります。令和 2 年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、西・つがる地区の農業委員会大会を中止する旨のご連絡を皆様にお伝えしております。

開催を中止した地区の要請決議については、各農業委員会の総会などで決議を行い、提出することとなっているため、令和 2 年度のつがる市農業委員会からの要望については、“軽油引取税の課税免除制度の恒久化について”の内容で要望したいため、承認を求めるものであります。以上、よろしくお願ひいたします。

議長(山本康樹会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(「なし」の声があり)

議長 (山本康樹会長)

ないようですので、議案第 44 号の質疑を終結致します。これより、議案第 44 号を採決致します。おはかり致します。議案第 44 号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長 (山本康樹会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議長 (山本康樹会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

(吉田事務局長)

#### 1. 次期総会日程(案)について

1) 日 時 令和 2 年 8 月 11 日(火) 午後 4 時00分より

場 所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」交流ホール

※総会終了後、柏ふるさと交流センターにおいて農業委員会交流会を開催予定。

2) 日 時 令和2年9月3日(木) 午後2時00分より

場 所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」視聴覚室

**(※ 9月議会の日程で、変更になることもあります)**

#### 2. 事務連絡

(工藤係長)

1) 農地利用最適化業務について

(秋田谷主事)

2) 農用地のあっせんのお願について

議長 (山本康樹会長)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。以上をもって、「令和2年第7回(7月)つがる市農業委員会総会」を閉会致します。

(午後 2 時 30 分)